

## 鳥取県社会福祉法人指導監査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県知事が社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき同法第30条に規定する社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する法人指導監査（以下「指導監査」という。）に関し、基本事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 指導監査は、法人の自主性及び自律性を尊重し、関係法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的とする。

### (類型)

第3条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、いずれも実地において行う。ただし、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延防を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めるところにより、実地によらないことができるものとする。

2 一般監査は、全ての法人を対象に別表に定める区分に応じ、別に定める「社会福祉法人指導監査マニュアル」に基づき実施するものとする。

3 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施するものとし、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行うものとする。

### (実施計画)

第4条 一般監査を実施するに当たり、県は当該年度の7月31日までに、当該年度の指導監査の基本方針及び実施時期等（以下「実施計画」という。）を定めるものとする。

2 特別監査に係る指導監査の実実施計画については、必要に応じて随時定めるものとする。

### (実施通知)

第5条 県は、実施計画に基づき指導監査の対象とする法人（以下「対象法人」という。）を決定したときは、あらかじめ次の事項を対象法人へ通知する。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の日時及び場所
- (3) 指導監査担当職員
- (4) 指導監査実施に当たって事前に提出すべき書類
- (5) 指導監査当日に準備すべき書類

2 事前に通知することにより指導監査に影響がある場合は、前項の規定による事前の通知を要しない。

### (実施方法)

第6条 県は、対象法人の運営状況をあらかじめ把握するために、事前に当該法人に対し監査調査等必要な書類の提出を求めるものとする。ただし、緊急に指導監査を実施する必要がある場合は、この限りでない。

- 2 指導監査は、対象法人の事務所等において実施するものとする。
- 3 指導監査は、2名以上の職員をもって実施するものとする。
- 4 指導監査は、提出された監査調書等をもとに、対象法人の運営等について理事長等から説明を聞き取るほか、必要に応じて関係施設及び設備並びに帳簿及び書類を確認する等により実施するものとする。
- 5 前項の指導監査の実施終了後、改善が必要と認められる事項（文書指摘及び口頭指摘）及び法人運営に資するものと考えられる事項（助言）を記した書面を、対象法人の理事長等に手渡した上で指導監査結果の講評を行うものとする。
- 6 前項の講評は、具体的な根拠を示して行うものとし、指導の内容に関する真の理解を得るよう努め、法人の自律的な運営を促すものとする。
- 7 指導監査は、必要に応じて、県が行う施設又は事業の指導監査と合同で実施することができる。

#### （実施後の措置）

- 第7条 県は、指導監査を実施後、法令又は通知等の違反が認められる事項を文書指摘事項に、違反の程度が軽微又は改善が見込まれる事項を口頭指摘事項に、また、違反が認められない場合で法人運営に資するものと考えられる事項を助言事項として整理し、文書により通知を行うものとする。
- 2 前項の規定による文書により通知した事項のうち、文書指摘事項については、期限を付して改善状況報告書の提出を求め、必要に応じて、確認のための再調査（以下「確認監査」という。）を行うものとする。
  - 3 県は、前項の文書指摘事項について改善が図られない場合には、法第56条第4項の規定に基づき改善勧告を、当該改善勧告に従わなかったときは、法第56条第5項の規定に基づき公表、当該改善勧告に係る措置をとらなかったときは、法第56条第6項の規定に基づき、期限を定めて改善命令をする等所要の措置を講ずることができるものとする。
  - 4 前項の改善命令に従わないときは、法第56条第7項の規定に基づき、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告することができるものとする。
  - 5 第3項及び前項を適用する基準については別に定める。
  - 6 県は、当該年度の実施計画に基づいて、全ての指導監査を終了した時は、速やかに、当該年度の指導監査結果を取りまとめることとする。

#### （結果の公開）

- 第8条 県は、指導監査における文書指摘事項、改善状況報告書の内容等について、鳥取県社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査に係る情報公開要領（平成15年6月13日付福保第283号）に基づき、公開するものとする。

#### （雑則）

- 第9条 この要綱に定めのない事項については、福祉保健部長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成29年9月6日から施行する。

この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

区分	基準	実施周期等
B	<p>① 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認し、前回の指導監査の状況を勘案の上、以下の事項をいずれも満たす法人</p> <p>ア 法人の運営について、法令及び通知等（以下「法令等」という。）（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められない。</p> <p>イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関し、特に大きな問題が認められない。</p>	原則として 3箇年に1回
A-1	<p>② ①のア及びイのいずれも満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する監査報告等が次に掲げる場合に該当する法人</p> <p>ア 会計監査人設置義務法人 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p> <p>※会計監査人設置義務法人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29・30年度 収益30億円を超える又は負債60億円を超える法人</li> <li>・平成31・32年度 収益20億円を超える又は負債40億円を超える法人</li> <li>・平成33年度以降 収益10億円を超える又は負債20億円を超える法人</li> </ul> <p>イ 会計監査人の設置を定款で定めている法人 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定による会計監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。）が記載された場合</p>	5箇年に1回 まで延長可能
A-2	<p>①のア及びイのいずれも満たす法人で、会計監査人等による監査等の支援を受け、会計監査人の作成する監査報告等が次に掲げる場合に該当する法人</p> <p>ア 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）で定めるものが提出された場合</p>	4箇年に1回 まで延長可能
A-3	<p>③ ①のア及びイのいずれも満たし、②に該当しない法人で、苦情解決への取組が適切に行われており、かつ、次のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めている法人</p> <p>ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めている（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価を受審している場合は、法人全体の受審状況を勘案して判断する）。</p> <p>イ ISO9001の認証取得施設を有している。</p> <p>ウ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。</p> <p>エ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでい</p>	4箇年に1回 まで延長可能

	<p>る。</p> <p>※下記の要件に該当するものとし、該当する場合には別途、関係書類の提出を求め確認を行い判断する。</p> <p>苦情解決への取組の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の第三者委員を設置し、利用者が活用できる体制が整備されている。</li> </ul> <p>アの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年に1回受審していること。（地域密着型は毎年受審）</li> </ul> <p>イの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査を継続的に受けていること。</li> </ul> <p>ウの要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修生又は介護相談員の受入れ</li> <li>・ボランティアの受入れ</li> <li>・地域との交流が積極的に行われている。</li> </ul> <p>エの要件</p> <p>次のいずれも満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業以外の社会福祉と関係のある活動であること。</li> <li>・営利目的の活動でないこと。</li> <li>・当該活動を実施している法人等が極めて少ない。</li> </ul>	
C	<p>④ 上記①～③のいずれにも該当しない法人</p> <p>ア ①の基準に該当する場合であっても、毎年度法人から提出される報告書類及び前回の指導監査の指摘状況並びに改善状況を勘案し、毎年度実施することが必要であると認められる法人。</p>	<p>毎年度 又は 随時</p>
新設	<p>⑥ 新たに設立された法人</p> <p>ア 新設法人については、設立後速やかに一般監査を実施する。ただし、年度末近くに設立された法人については、年度内に実施することが時間的に困難な場合は、次年度の早い時期に実施する。</p>	<p>設立年度又は 次年度</p>

※1 基準①～③により、監査周期を延長した法人のうち、毎年度提出される報告書類等の内容から、問題があると認められる場合は、実施周期の延長は中止する。

※2 基準①～③に該当した法人にあっても、第3条第1項ただし書に基づく実地によらない方法で指導監査を行った場合は、実施周期は原則として2箇年に1回とする。

※3 特別監査を実施した法人、改善措置命令等の行政処分を受けた法人については、改善が認められた以降も当分の間、周期の延長は行わない。